

土佐に於ける封建進化について（二）

— 山 分 の 場 合 —

山 本 大 ・ 秋 沢 繁

On the Development in to Feudalism in the Province of Tosa

— The Case of the Mountainous Districts —

Takeshi YAMAMOTO, Shigeru AKIZAWA

はしがき

第一章 南北朝—室町中期に於ける大忍庄

第二章 室町末—戦国期に於ける小領主制の展開（以上第7巻14号）

第三章 長宗我部権力整備期に於ける在地構造—仁淀川上流を中心として—（以下本号）

第四章 村落共同体の成立

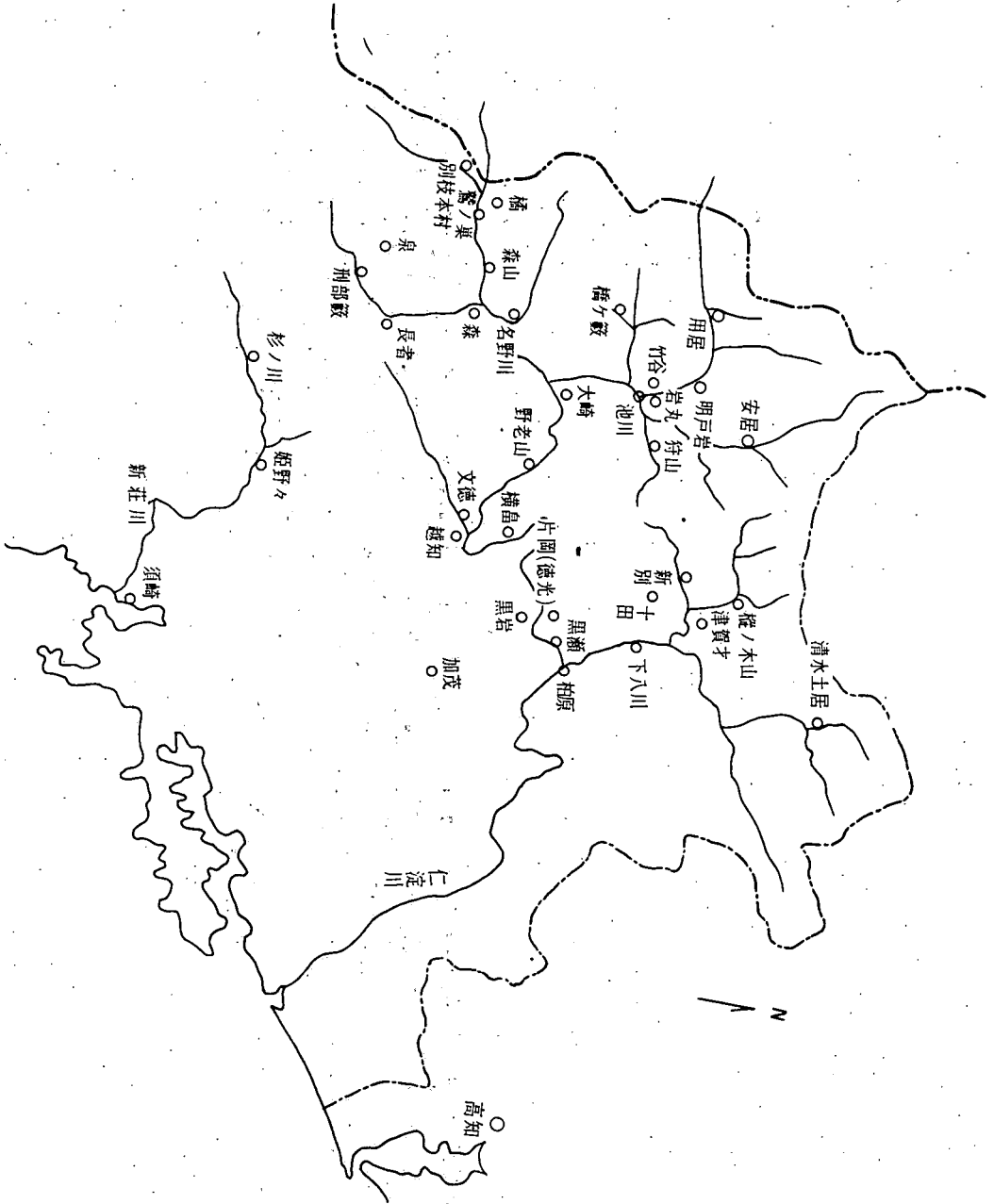
むすび

第三章 長宗我部権力整備期に於ける在地構造—仁淀川上流を中心として—

天正十三年の春四国統一を完成した長宗我部元親は、覇者としての経綸を行うまでもなく、早くも同年七月羽柴秀吉の四国征伐にあってその軍門に降り、漸く土佐一国を安堵されたのであった。以後秀吉の封建体制確立の一翼を担って近世権力への脱皮に尽力するのであるが、その時期は天正十五年に始まる所謂長宗我部検地より慶長二年の諸法度制定・諸役人団の任命等を経て、慶長五年十月その滅亡に至るまでの約十五年間のことである。いわばこの期間は長宗我部権力の整備期にあたる。しかしながらこの努力も結局同氏の滅亡のため中途に於て挫折するが、そこに打ち出された基本方針は入国した山内氏によって継承され、幕藩体制下の土佐に実現して行くのであるから、戦国期と近世との在地構造を連結する過渡的形態が、この長宗我部権力の整備期にみられるはずである。

ところで、周知の如く当期の在地構造を究明する史料として長宗我部地検帳がある。而もこの長宗我部地検帳は太閤検地とはかなり著しい差異があって、丈量単位としての「代」が残存しており⁽¹⁾、その上石盛がみられないことと共に、名請部分の記載に直接耕作者が無視されている場合が多く、しばしば知行坪付帳のような感じを受けるのである。こうした傾向は殊に山分に於て強い。その上各検地役人の間に於て必ずしも首尾一貫した原則が守られていなかったようで、本来の地域差がこれにからまって、地検帳から普遍的・典型的な在地構造を復原することは困難である⁽²⁾。そのため在地構造を考える場合、地検帳の選定は非常に重要な意味をもって来るのであるが、今当期の山分について、比較的実態を明らかにすることが出来ると思われる仁淀川上流の片岡分の地検帳を中心にして山分の在地構造を考察しようと思う。

国人級領主に系譜をもつ有力な城持給人である片岡氏⁽³⁾の所領の大半は、土予国境に源を發する仁淀川の流域に位する所謂大川五名、別府山五名、小川八名からなる高岡・吾川両郡北部の山分で



仁淀川上流図

あるが、極めて特徴的なのは、当該地域での給地記載は、片岡氏の旧土居所在地である徳光に北接して小川流域への往還にあたる十田のみにあり⁽⁴⁾、且純粋に武士らしき有姓者も、上八川の西源介・後藤左衛門、西森名森の片岡辺路及び野老山の片岡市丞以外にはこれを認め得ないことである⁽⁵⁾。而して耕地や屋敷の名請は、すべて作・扣・抱等の形をとり、一見したところ兵農分離完成後の姿を予想させるのである。

しかし、片岡領内の平野部である加茂、黒岩、分徳(文徳)・越知等諸村の地検帳と比較すれば、広汎な在地武士層の存在を明らかにすることが出来る。即ち平野部地検帳には、仁淀川流域の山間部である清水・上八川・津賀才・下八川・狩山・安居・大崎・池川・菜ノ川(名野川)・横島・西森等山分の一次的「名」の名称を姓とする給人が多数あらわれており、彼等の中には明らかに一般に一領具足とよばれる在地武士が存在していたのである。例えば加茂に給地三反余をもつ池川兵庫⁽⁶⁾は、池川地検帳によれば、

| | | | | |
|------------|-------|----------|--------|-----|
| 池川土居ヤシキ | 上ヤシキ | 老反 | 池川土居 | 池川名 |
| 一、四反貳拾代五分勺 | 内中ヤシキ | 二反内茶かち十代 | 片岡分 | |
| | 下ヤシキ | 老反廿代五分勺 | 名本分兵庫居 | |

とある如く、「池川土居ヤシキ」に住み、屋敷五筆、田一町二反四十一代、畠一反十九代、切畑六町十八代の扣主・抱主・作人となっているのみならず、一町五反余に及ぶ「名本分」を有する「名本兵庫」であるが、これは平野部に給地を有する山分在地武士の存在を典型的に物語っている。

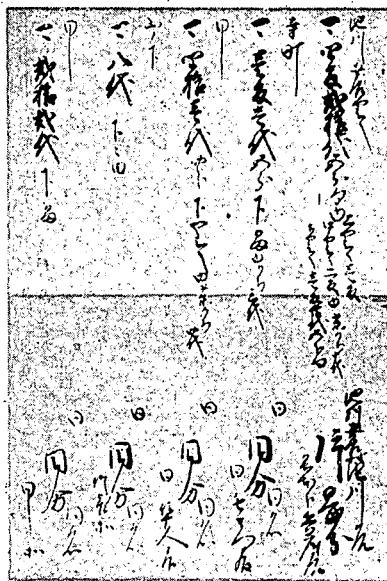
彼等はその姓のみからみても、多くは名主系の土豪及びその一族と考えられ、旧名内の要地にあつて、佃及び多数の独立家屋を内包する「土居ヤシキ」「名本ヤシキ」及び地名を冠した屋敷に蟠踞して、旧名内に二次的に発生した小村＝「名」をこえた散り懸りの名請地及び「名本分」を押えている。池川名の池川兵庫、用居弾正を始め、安居名の筑前守、狩山名の源左衛門尉、大崎名の彦左衛門尉、横島名の平三等はその具体例であり⁽⁷⁾、名野川・西古味の両名及び小川流域では二次的名の「名本」や「ワカタヤシキ」居住者が独立性をみせているが、それでも、小川流域の名主系土豪として清水の清水一族、津賀才の平兵衛、上八川の善二良、下八川の太郎四郎等があげられる。尚別府山五名中の西森名・野老山名には、旧勢力が没落した後、片岡氏の一門である片岡辺路、片岡市丞がそれぞれ入部しているが⁽⁸⁾、両人がその地位を継承したと考えるならば、ほぼ同じクラスの土豪がいたことと思われる。

当該地域の中世史料は現存のものはなく、伝承以外に手がかりがないため、此等の在地武士層について歴史的考察を加えることが出来ないが、彼等の土豪の性格は卓越した経済的基盤である平野部に於ける給地獲得の外に、山分で他を著しく引きはなす耕地・切畑の保有利益権をもち、而もその多くが寺・宮床・弓場・木戸等を有していること、更に例えば、

| | | | |
|-----------------|----------|--------------|--------|
| 名本ヤシキ内外懸而堂識ハ杖ヲ除 | 老反六代上ヤシキ | 同(清水内中ノクスノ村) | 清水居 |
| 一、四段六代 | 内老反 | 中ヤシキ | 同(片岡分) |
| | 式反 | 下ヤシキ | |

(吾川郡小川村地検帳)

と、清水土居のホノギ記載部分に「名本ヤシキ内外懸而堂識ハ杖ヲ除」とあるように要地をしめて



吾川郡池川地検帳(高知県立図書館蔵)

いること等に端的にあらわれている。

彼等と農業経営の関係も、地検帳のみからうかがうことは困難であるが、池川名の名本兵庫の名請地を集計することによって、一応の目安がつけられるようである。彼の名請地は「名本分」の下に「兵庫扣・兵庫抱・兵庫作」とあるもの及び「名本分作」と記載されたような直接的名請部分と、扣・抱・作・居等、耕作関係や居住の実態表示を伴った十六人の名請人を分付的に記した「名本分」の二つに分けられるが、その集計は第一表の如くである。

第1表 池川名名本兵庫名請

| 名請 | 耕地 | | 田 | | 畠 | | 切 | | 畑 | | |
|------|---------|---------|---|---|----|---|---|----|---|----|---|
| | 名本分作 | 兵庫(扣抱作) | 町 | 反 | 代 | 町 | 反 | 代 | 町 | 反 | 代 |
| 直接名請 | | | 1 | 4 | 11 | 6 | 0 | 18 | | | |
| 分付名請 | 某(扣抱作居) | 名本分 | 3 | 6 | 25 | | | 8 | | 12 | |

第2表 「名本分」分付名請人階層

| 反別 | 耕地 | | 田 | | 畠 | | 切 | | 畑 | | |
|-----|----|--|----|---|---|---|---|---|----|---|---|
| | 反 | 以上 | 町 | 反 | 代 | 町 | 反 | 代 | 町 | 反 | 代 |
| 3反 | 以上 | | 3 | | | | | | 1 | | |
| 2反 | 3反 | | 2 | | | | | | 0 | | |
| 1反 | 2反 | | 4 | | | | | | 0 | | |
| 10代 | 1反 | | 1 | | | | | | 2 | | |
| 10代 | 以下 | | 2 | | | | | | 1 | | |
| ナ | シ | | 4 | | | | | | 12 | | |
| 合 | 計 | | 16 | | | | | | 16 | | |
| 備 | 考 | 居屋敷でない屋敷は田畠として計算。最上層の単人は田畠3反48代の扣・作職地及び切畑7反22代と4反1代の居屋敷を有す。名本分外への出作は上層2人以外なし | | | | | | | | | |

しかして名請地は池川土居村に集中している外、橋ヶ藪より明戸岩迄約二里の池川川本流及び支流の周辺に散り懸りの分布を示している。

今、分付記載の「名本分」にあらわれる名請人の性格について考えるに、第二表の示す如く、山分に於て一応再生産の基礎となり得る耕地の名請をしている者は上層の三人で、全く耕地名請をせざる者四人、居屋敷の不明な耕地名請人三人、畠地居住者一人というように、屋敷五筆に田畠一町四反余、切畑六町余を直接的に名請する名本とは著しく対照的であり、彼等の大部分は、名本の直接名請部分に、法的にその権利を保障されていない宛作地をもって、不足を補い、或は名本の手作地への労働力供給によって、恩恵的に生活資源を与えられている半独立状態の隷属農民=間人と考えられる。

当期に於て山分の土豪層が手作経営を営んでいたことは、吉野川上流の土佐郡本川村の大藪紀伊守・北川源四郎の兩人に宛てた長宗我部盛親の書簡に、「小麦畝跡目兩人作仕由候」とあり⁽⁹⁾、仁淀川上流の当該地域に於ても、土豪層の屋敷名請部分に数反の田畠を含む場合が多く、例えば小川村地検帳には次の如くみえている。

上木折山谷川懸而上ノ二所ノを佃田共ニ一、菴町壹反四代、
老反三拾四代下
内七反貳十代下ヤシキ
貳反 下々畠 荒

同じ(上八河内)木折山村 同じ(権左衛門)の
同 じ(片岡分)

家四ツ有

即ち上八川木折山村の権左衛門の屋敷内には一反三十四代の下田があり、ホノギ記載部分には「上木折山谷川懸而上ノ二所ノを佃田共ニ」と佃田が記されている。こうしたことから土豪層の手作経営がうかがわれるのである。手作地と宛作地の比率は不明であるにしても、前述の如き間人労働力及び名本の扣える五筆の屋敷の労働力(一族・被官・影之者達)を考え、更に第一表にみられるような名本への独占的な切畑集中を考え合わすならば、相当な手作経営の存在が推定されるのであ

る。尚池川土居より一里以上離れた橋ヶ藪や明戸岩の切畑経営には、近辺に「名本分」の分付の名請人が存在しないことから、近辺農民の労働力徴収が想像されるが、詳細なことは分らない。

次に地検帳によって、かかる土豪的名本層に次ぐ階層をみとみるに、池川名にあっては、一応「名本分」に対比される「竹谷分」「岩丸分」「用居分」等、現在五万分の一地図にのっている部落が「分」(ほぼ小村に相当)として記載され、「竹ノ谷ヲカタヤシキ」「岩丸ヤシキ」「(用井)トイヤシキ」等のホノギ=屋号をもった屋敷があり、名請人となっている屋敷居住者が、一部は竹谷修理、岩丸角衛門、用居弾正の如く小地名を冠した有姓者としてあらわれている。而して彼等は用居弾正を除けば、すべて「分」をこえない範囲で、而も「分」内では卓越した名請人となっていることを知り得るのである。

このような現象は、隣接する名野川名に於て更にはっきりした形でみられる。即ち「分」の有効名請人の居屋敷として「タチハナオカタヤシキ」・「森山ヲカタヤシキ」の如く、十二の「オカタヤシキ」が認められるのである。その最小の「分」=村である鷺ノ巢村について、名請を集計すると第三表のようになる。彼等是他村に全く名請地をもたないが、三人の中、菜川(名野川)地検帳に

同じ(鷺ノス)ヲカタヤシキ
一、式反式十代
中ヤシキ壹反
下ヤシキ壹反廿代
同じ(鷺ノス) 同名(菜川名)
同 分(片岡分)
同じ(蔵丞)居

と記載されている「鷺ノスヲカタヤシキ」に居住する蔵丞は、下島二十四代以外の全耕地である六町四反余と中ヤシキ一・下ヤシキ三を名請している。而して「オカタヤシキ」を中心として、一族・間人・被官・影之者のような隷属身分層を内包した農奴の小族縁共同体を形成していたことが認められるのである。

かかる農奴の族縁共同体は、西森名では一層明瞭にうかがわれる。ここでは田島一反一五反に切畑数町の名請人中心の小村があとづけられるが、地検帳のみで百姓身分の階層がかなりよくうかがわれるのである。

今、西森名内の小村の一つである泉村についてみるに、村内居住者九人⁽¹⁰⁾のうち、藤七・四郎兵衛の二人は「泉ヤシキ」に居住する式部丞の「分」に住んでいる。而して藤七は下島に居ることより考えると、被官の身分の者であると思われる。四反式歩の地積をもつ「イツミヤシキ」を中心に五筆連続する屋敷の居住者のうちで、式部丞を除き三郎衛門・又左衛門・吉衛門・藤七の四人は全く耕地名請がなく⁽¹¹⁾、結局同村の耕地名請人=作人は第四表の示すように四人である。

式部丞の名請耕地は、田島約四反と切畑十町二反余であり、他の名請人を大きくひき離しているが、耕地はいずれも村内に限られており、殆んど独占的に村内の耕地を押えているといつてよい。

第3表 名野川名鷺ノ巢分(村)名請

| 名請人 | 耕地屋敷 | | | |
|------|------|---------|-------------------|----------------|
| | 田 | 下島 | 切畑 | 屋敷数 |
| 蔵丞 | 0 | 0 | 反代分 6 4. 27. 3 | 中ヤシキ1 下ヤシキ3 |
| 二郎衛門 | 0 | 0 | 0 | 下ヤシキ1 |
| 源五郎 | 0 | 代 24 | 0 | 下ヤシキ1 |
| 計 | 0 | 代 24 | 反代分 6 4. 27. 3 | 中ヤシキ1 下ヤシキ5 |

第4表 西森名泉村耕地名請(法泉寺分30代を除く)

| 名請人 | 耕地 | | | 分布域 |
|-----------------|-----------------|---|------------------|----------------------------------|
| | 田 | 島 | 切畑 | |
| 「泉ヤシキ」 式部丞 | 反代分 3. 48. 4 | | 反代分 12. 31. 4 | 全部泉村 |
| 「シャウシ川」 太郎衛門 | 0 | | 8. 38. 3 | 泉村ニナン 長者村中心、 刑部鉞ニモアル |
| 「西島ヤシキ」 左近衛門 | 1. 41. 0 | | 22. 03. 0 | 泉村ニハ切畑 ノミ、田島ハ 宮ノナロ村ニ アリ |
| 「藤カサカリ」 三郎兵衛 | 0. 14. 0 | | 5. 06. 0 | 切畑4反ハ刑 部鉞ニアリ、 他ハ泉村 |

これに対し他の三人のうち、漸く自立経営が可能かと思われる「西島ヤシキ」の左近衛門すら、泉村に有するのは切畑のみで、田一反二十三代、島十八代は下流の宮ノナロ村にあり、「シヤウシ川」の太郎衛門に至っては、その八反余の切畑すべてが、長者・刑部藪の両村にあって、泉村には存在しないのである。おそらくこの三人は式部丞の一族又は上昇した隷属農民の系譜をひくもので、まず耕地名請をなし得ない五人のように屋敷を与えられ、徐々に僅少な耕地の分与を受け、旧土豪没落時の混乱に乗じ、近辺諸村での出作地に作職を獲得した小農民ではあるまいか。いずれにしても彼等自身の名請地のみによる自立的な再生産は困難で、耕地名請をなし得ない五人の間人や「イツミヤシキ」「クホヤシキ」等に住む影之者・被官と共に、式部丞中心に形成された族縁共同体に依存しながら、一方それを支えていたものと思われる。このように仁淀川上流の各「名」では、土豪の名本層の下に、分=小村を支配する農民層が存在しており、彼等を中心にした農奴的な族縁共同体の中に、当期に於ける山分の再生産構造が推定されるのであるが、彼等こそ所謂一領具足の下限を形成した階層である。土豪の名本が殆んど例外なく武士化しているのに対して、池川・名野川兩名に於てみた如く、彼等の一部は小村名を冠した有姓者としてあらわれている。竹谷修理が片岡土居の近辺である庄田に給人としてあらわれる池川修理であるように⁽¹⁹⁾、分=小村に在りて武士に成長している者がある一方、異姓の分支配者や全くの作人として封建進化の過程の中で、多くの者が被支配身分層として固定されている状態が認められるのである。彼等の武士化は土豪の名本に対する既得の独立性=族縁共同体、及び土地所有の規模や当該地域に対する上層権力の接触の仕方などの相違によって、極めて個別に行われるものであるから、相当な地域差が出て来るわけで、西森名に於て、有姓の分支配層が存在せず、池川・名野川の二名に比して、農奴的族縁共同体の構造が明瞭に認められるのは、旧土豪森氏の没落と密接な関係があるものと思われる。因みに「土佐国編年紀事略」巻五には「元亀元年十二月晦日佐川郷長者和泉村住人西森源内半山郷ニ入、乱妨狼藉当者ナン。干時半山杉川村名本弥三兵衛白石口ニ於テ短兵ヲ以テ是ヲ討取、名誉絶倫、津野定勝賞シテ感状ヲ与へ、且竹村ノ氏ヲ給フ。実元亀二年正月元日也」と記載されているが、元亀元年山越えて津野領内半山に侵入した泉村の住人西森源内は、前記の式部丞に何等かの関係があった者ではなからうか。

以上の如く片岡分地検帳によれば、当期の山分には、(1) 武士化した土豪の名本、(2) 兵農未分離な農民的な名本、(3) 屋敷及び少額の耕地を名請することにより、一応農奴的族縁共同体の主体的メンバーとしてあらわれる作人、(4) 屋敷のみの名請人(屢々分付けの名請)である間人、(5) 帳外れの家内奴隷的隷属民=被官・影之者、の五階層が抽出され、一部土豪の名本、若しくは農民的な名本を中心にした族縁共同体が、貢租負担及び再生産構造の単位として権力により把握されている状態がうかがわれるのである。次に長宗我部氏による農奴的小族縁共同体把握の実体と、そこにみられる近世権力への脱皮の努力について考えてみたいと思う。

長宗我部氏及び有力城持給人は、戦国期の國人と同じく、土豪の名本を通じて貢租の徴収を行っていた⁽¹⁹⁾。このことは前掲(第2章13頁)「土佐国蠶簡集」巻六所載の「桑市文書」に「其村之役にいつれ者御定候哉、かいかいしき者被申付へく候(下略)」と記されてあって、高岡郡津野領の山分である船戸村の土豪の名本戸田氏が、村役人任命権を委ねられていることや、文禄五年二月五日津野親忠の戸田弥平次宛の書状に「(前略)脇百姓之事者如此中正作已下無緩馳走可仕候(下略)」⁽²⁰⁾とあることよりもうかがわれるのである。しかし一方に於て、かかる国主・城持給人が土豪の名本を通じて、農民的な名本及び作人から貢租を徴収しようとした収取体系を、国主自らが任命した奉行・諸奉行を通じて、地下役人としての庄屋による、農民的な名本及び作人の把握にきりかえんとする試みが明瞭にみとめられる。

征服地に於ける部下給人の貢租徴収に際して、土豪の名本を無視出来ないまでも、官僚的武士に地検帳を基礎として庄屋的役割を演じさせ、徐々に土豪の名本の伝統的貢租徴集権=名本職を否定

せんとしていたことは「土佐国蠹簡集」巻八所収「立田文書」に「幸名本其表被居候間此前事能々可相尋候由候、其許人夫難もつはたくしのため吉良(撰脱カ)津守殿被仰付候間、たしかに此帳の面のこたく可被相糺候(下略)」とある如く明らかであるが、この場合当然そこでは国人権力の下で土豪の名本の下に隠れていた農民の名本以下の百姓が、権力により貢租負担者として直接的に掌握されたものと思われる。

かかる傾向は慶長二年、反米・十分一悉並門芋請取・御公用並台所・山入在々糺・御材木懸並人数違等、地方支配のための諸奉行及び庄屋の全般的任命⁽¹⁵⁾を契機に体制化し始めている。諸奉行は「秦氏政事記」によれば、約一町から多い者は二十二町に至る役給を与えられているが、同年制定の「長宗我部百箇条」に「為奉行人名田散田作仕事堅停止之事」(61条)とか、「諸奉行人雖為一在所不遂言上置目等申付事停止之事」(64条)とある如く、中世的色彩の濃厚な家臣達の中から、長宗我部権力の変質過程につれて形成されてきた近世武士の性格の持主であるが⁽¹⁶⁾、彼等の下にあって、在地して村方支配にあたる庄屋の國中全般に亘る設置は、戦国期と近世の在地構造の過渡的形態を考える時、決定的に重要な意味をもつものと思われる。

まず当期に於ける庄屋の性格について考えるに、それは「下村氏家譜書之事」⁽¹⁷⁾に、先祖下村宗兵衛と吉良親美との交渉を叙した中に「(前略)庄監下村某居たり。今世の庄屋とは違様子能きものニ而、若党を連る程の恰好なるよし」と記された如く、幕藩体制下の被支配身分的なものとは異っていた。例えば「土佐国蠹簡集」巻五に

此中奉公相心懸候条為褒美越知面役人ニ相定候万百姓役等無緩可申付候勿論理不尽之沙汰

聊以仕間敷者也

文禄三年

親忠 判

十一月十四日

岡式部かたへ

と津野親忠の地下役人任命がみられるように、庄屋は有力土豪の一族が中心となっており、時には有力家臣や社寺が任せられた場合もあった。

彼等は大体一町以上八町に至る土地を庄屋給として与えられていた。而して「土佐国蠹簡集」巻五に

其村代官庄屋相定上、自今以後不可有相違候、庄屋ハ諸公事免ニ而随分在所使堅可申付候、諸事非有申付事相背第一起請面相違候者、右之兩稜漫族於有之者、即時可成敗者也

文禄四年卯月廿六日

(盛親 花押)

山田島 門田藤兵へ

山田下之島 谷神左衛門
戸板島

猶以万事公催触候之事以来までも無退屈堅固可申付義肝要候迄候已上

とみえる如く、公事免の特権を与えられ、近世大庄屋の統轄区域を上廻る地域内に居住する在地家臣達や農民に対し、触渡しを行わねばならなかった⁽¹⁸⁾。又国境警備に関する直接責任者(山分には「道口番」との兼任が多い)としての統制権を与えられており⁽¹⁹⁾、長宗我部氏によって創出整備されつゝあった村落機構内での、衆結合の準寄親的位置をしめていたのではないと思われる。

しかし一方、彼等は近世村役人的性格をも付与され、「長宗我部百箇条」に「國中村々名分散田荒田之事、在所之庄屋不荒様可申付」(46条)とか「井普請之事、在所井奉行並為庄屋、無退転様堅可申付」(51条)とある如く、勸農の沙沙を行わねばならず、前者については「右旨油断仕、於荒者、其在所為庄屋作人之貢物可立替事」(46条)と規定されているように、貢租運上の責任を負

わされている。又従来在地の有力土豪として、伝統的に行使していた農民に対する恣意的な賦課も「國中諸百姓之儀、地頭庄屋為奉行人随分可相孚、相定成物以下之外、臨時之用所不可申懸事」（60条）と制限を加えられている。更に長宗我部氏は「國中諸奉行並庄屋、何篇毛頭鼠負偏頗非道之儀於申扱者、其在所中其外何之者ニよらず聞立為内々具於言上仕者、可加褒美、猶札明之上可成敗事」（63条）と定めたように、密告を奨励し、彼等の既存の小領主制の展開、又は余剰生産物の不当な徴収蓄積を否定し、彼等を純然たる地方支配の官僚として編成替えを行わんとしているのである。私契約の禁止、複数任命制も、同じく彼等の小領主化を否定しようという意味のあらわれであろう。

このような性格をもった庄屋の統制下に入った長宗我部末期の在地構造は如何なるものであっただろうか。そこには、まず第一に戦国期的な惣の解体があらわれており、第二に土豪の名本の小領主制否定を前提とした農民的な名本・作人・間人を、貢租負担者として長宗我部権力が把握している姿がみとめられる。前章で述べた如く、戦国期の惣は、有力土豪の名本を中心に、私契約に基づいた彼等の連合組織であった。ところがかかる惣は「私契約之儀曾以停止之事」（86条）と、私契約の禁止をはっきりと打出されて、ここに横の連繫をたたれ、更に有力土豪の名本が、上述の如き性格をもって庄屋に切換えられたことにより、中心を失って決定的打撃を受けたことは想像に難くない。

物部川上流の山間部である香美郡韭生郷にあつては、土豪野中氏が「韭生奥代官庄屋」として代官と庄屋を兼任し、引きつづき地方支配に当たっているが、天正十九年十月九日野中三郎左衛門が篠（笹）氏に与えたと考えられる書状に「きつと申候、五王堂はそしやうめやす御目にかけ申候処、本しきをほく肥前とのへ被仰付候、尉もちつめを貴所へ被仰付候、早々御下候て御礼可被申上候（下略）」⁽²⁰⁾とあるが、これは韭生川上流の篠・篠（笹）両土豪の名本の五王堂名（韭生川の上流にある）についての訴訟に際して、野中氏自ら大高坂（当時元親が在城していたと思われる）に赴いて判決を仰ぎ、兩人に対し御礼言上を懇願したものである。これを前章で引例した⁽²¹⁾柳瀬名主への知行宛行分に関して「是ハ上伐にて無之、吉野にて定所也」と、野中氏自らが行い得た検地直前の状態に比較すれば、惣及び惣を基盤にしていた有力土豪の名本の小領主制が、当期に至り質的に異なる段階に直面していることを感ずるのである。先にふれた如く、当期に於ける山分庄屋の統轄地域は、ほぼ近世大庄屋のそれに相当するか、或はそれを上廻る地域であるが、おそらくその大部分は、中世末戦国期の惣にもほぼ対応するものではなからうか。

これについて本章で取上げた片岡領山分についてみるに、別府山五名、名野川・大崎二名、池川・横島・狩山三名、小川五名、縦ノ木山・新別・安居三名が、それぞれ一つのブロックとなり、各ブロックには庄屋が二人づつ配置されているが⁽²²⁾、その大部分は一門と考えられる片岡姓のもの、及び早期の片岡氏の被官であつて、次第に給人層へ成長した者によってしめられており、先にあげたような旧土豪の系譜を引くと思われるものは認められず、有力土豪の名本を庄屋化するよりも、制度的には一層徹底した地方構造の再編を通じて、在地把握を行わんとした傾向がみられるのである。「片岡氏系図」によると、光綱時代（光綱は元親に従軍し、天正十三年七月伊予金子の戦いで戦死した）以前の段階に於ける片岡氏は、徳光在城の嫡子光綱を中心として、大川・小川の合流点に近い柏原に直親、上八川に直季、加茂に直政等の兄弟を夫々配置して、典型的な同族团的展開を行い、彼等を通じて、土豪の名主層に支配せられる惣の把握を行っていったようである。又検地時に於ても、各地の中心となっていたと思われる有力土豪の名本の没落跡へ、例えば加茂村長竹の「大谷土居ヤシキ」に治部、「カ子チカトイ」に次郎兵衛、西森名の森村「新トイ」に辺路、野老山名の野老山村「トイヤシキ」に市丞というように、夫々一族を入部せしめていることが分る⁽²³⁾。更にこうした一族の下に官僚化した家臣団を加え、地下役人としての庄屋を中心として構成された村落を形成していたのであるが、このような在地の姿が慶長二年の段階に於ける片岡氏の地方支配体制

であったと考えられる。

ところで、土豪的名本の連繋による惣の否定、並びに彼等の在地支配の否定に基づく庄屋を中心にした新しい地方支配の形成は、いうまでもなく、従来の在地構造に依存していた土豪的名本層の中間的な小農民支配を排除して、直ちに大名権力による直接的支配一貢租負担責任者としての把握一を同時に企図したもので、農民的名本の階層が当時の史料にあらわれて来るのはその証左である。

「長宗我部百箇条」七十五条には、あたり地に家を構えている被官（まだ名主との関係をたち得ない小農民）、及び間人（被官より一応解放されているが、十分な本田の作職を獲得し得ない者）に関する規定があり、何かの科によって成敗された場合、前者にあっては「其被官之主人より地頭へ年貢可相立」とある如く、被官は独立した貢租負担者として把握されていないが、後者にあっては「若年貢在之時者貢物者上より領主へ可被下事」とある如く、あくまで独立の貢租負担者として認められており、年貢立替えなどを通じて、旧名主支配が復活することを警戒している。

長宗我部氏が一般的に把握し得た階層は、この間人層までであったらしく、彼等が庄屋の直接的統率下に置かれ、夫役を負担していたことは、「土佐国蠶簡集」卷五所収の依光文書に「態云遣し候、其村間人之事、今度如申付一人も不残山入申付候哉、毛頭油断仕候者、其間人へ不及云村々庄屋事、即時可成敗候（下略）」とあることによって知られる。この文書は文禄二年十一月二日浦戸に於て長宗我部盛親から発せられたものであるが、大高坂・秦泉寺・久万を始め高知周辺の平野部諸村の間人層が対象となっている。山分に於ては、かかる広汎な間人層の形成はより遅れていたと考えられるが、小麦畝（土佐郡本川の内）の名主三太郎の死後に於て、その名子達の逃亡＝走りが懸念されたことを考えれば⁽²⁴⁾、前にみた西森名の作人下層、間人に相当する階層が、名主の退転のあったところではかなり形成され、庄屋を通じて長宗我部氏が彼等を把握していたことが推定されるのである。

しかし間人層の育成及びその掌握は、長宗我部氏にとって、まだ農民政策の中心にはなり得なかったことは、「長宗我部百箇条」の譜代に関する規定（37条）からも明らかで、その主力は農民的名本及び作人上層からなる初期本百姓の確定に注がれたであろうことはいうまでもない。

註(1) 土佐では中世のみならず、天正検地の段階から明治初年に至るまで近世を通じて代（6歩＝1代、50代＝1反）の丈量単位が用いられた。

(2) 地検帳の性格については、平尾道雄氏「長宗我部地検帳土佐郡上」解説及び横川末吉氏「長宗我部検地について」高知商業研修第二号参照。

(3) 片岡氏は片岡系図によれば宇多源氏の後裔佐々木氏の後で、佐々木盛綱の子盛季の子孫が上野国片岡の地に居り、片岡氏を称したのに始まるという。応永十八年（戦国の始めとの説もある）片岡左衛門大夫直綱が土佐国徳光に移って居城し、光綱に至ったが、彼は長宗我部元親に仕え、高岡、吾川二郡にわたって広大な所領を有した。元親の対秀吉戦に参加し伊予において戦死した。又、平高望より五代の後、国繁が早世し、その女に近藤経繁（藤原鎌足八代の後裔信高が近藤氏を名乗ったが、それより七代の後、重高の二子を経繁といつたという）を養子とし、坂東太郎と称したと伝えているが、この経繁は平家滅亡の後、平家の家人であった弟蓮池権頭家綱を頼って土佐に來り、平家の旧臣土豪別府氏より高岡郡黒岩の地を与えられ、且吾川山庄の庄主となったが、旧領地であった上野國中野郷片岡の地名をとって片岡氏を称したのに始まるという。この説が有力であるが、これに従えば、文治年間既に土佐に來ていたわけである。

(4) 小川村地検帳に

| | | |
|----------|-----|-------|
| セト | 十田村 | 助左衛門作 |
| 一所四段三十七代 | 同 | し |
| 山畑下 | | 片岡右近給 |

とある。

(5) 小川村地検帳に

| | | |
|--------------|------------|---------|
| 次別当ヤシキ太マハリ懸テ | 上八河村 | 西源介居 |
| 一所老反拾代 | 中ヤシキ | 片岡分 |
| カリ山地 | 同（上八川内清田村） | 後藤左衛門扣 |
| 一、式反 | 山畑 | 同し（片岡分） |

別府山五名ノ内西森名地検帳に

新トイ 同村(森村) 同名(西森名)
 一、拾三代貳分 下屋敷 同 (片岡分)
 刃路居
 同し(西中)上 同村(高瀬村) 同名(西森名)
 一、貳十八代 切畑 同 (片岡分)
 片岡刃路作

別府山五名内久喜名野老山名式名地檢帳に
 宮ノマエ 茶十代 野老山村 野老山名
 一所式十壹代 下島屋敷 内十一代作 片岡分
 片岡市丞給

とある。

(6) 賀茂村地檢帳に
 同し道かけて 同(賀茂村) 池川兵庫給
 一、貳反 出壹代勺 同分(片岡分)
 上
 同(賀茂村) 池川兵庫給
 一、壹段 出三代五分 同分(片岡分)
 上

とあり、外に加茂村竜王に

一、貳反 出參拾四代 内 中壹反 竜王村 池川兵庫給
 下壹反卅四代 片岡分

とある。

(7) 池川地檢帳に
 トイヤシキ 同(用居) 同名(池川名)
 一、三反拾代四分 内 壹反中ヤシキ 同分(片岡分)
 二反十代四分勺下ヤシキ 同(用居分) 彈正居

片岡郷(大川ノ内、安居名・狩山名・大崎名・横島名)地檢帳に

安居土居前四十代地 同(安居土居村) 同し(安居)名
 一、壹反貳拾五代 中ヤシキ 同し(片岡左衛門尉大夫給)
 同し(筑前守)居
 土ゐヤシキ前貳段地 貳反中ヤシキ 同(土居村) 同し(狩山)名
 一、四段參拾貳代貳歩 内 貳反卅貳代貳分下ヤシキ 同し(片岡左衛門尉大夫給)
 名本源左衛門尉居

川井土居前二反地ノ内 大崎土居村 同し(大崎)名
 一、四反 内 二反 中ヤシキ 片岡左衛門尉大夫給
 二反 下ヤシキ 彦左衛門尉居

横島土ゐヤシキ内外三ヶ所懸テ前一反十代二歩地 同(横島ノ村) 同し(横島)名
 一、貳反參代參歩才 中ヤシキ 同し(片岡左衛門大輔給)
 平三ゐ

とそれぞれ居屋敷が記載されている。

(8) 註(5)参照。

(9) 土佐国藏簡集巻七(慶長三年)九月廿九日付書状

(10) 別府山五名ノ内西森名地檢帳によれば泉村居住者は次の如くみえる。

西島ヤシキ 同村(泉村) 同し(西森)名
 一、壹反三十六代四分 屋敷 同(片岡分)
 左近衛門居

シャウシ川 泉村 西森名
 一、三十貳代四分 下屋敷 片岡分
 大良衛門居

クホヤシキ 拾五代 上ヤシキ 同村(泉村) 同し(西森)名
 一、參反 内 貳反卅五代下屋敷 同(片岡分)
 三良衛門ゐ

イツミヤシキ 拾代 中屋敷 同村(泉村) 同し(西森)名
 一、四反貳分 内 三反四十代貳分下屋敷 同(片岡名)
 式部丞ゐ

ウシロヤシキ 茶緒五代 同村(泉村) 同し(西森)名
 一、貳反六代四分 下屋敷 内 貳反壹代四分 同(片岡分)
 又左衛門ゐ

| | | |
|-----------------|------|-----------------------------------|
| アリキノ畑 一、三十六代 | 下々屋敷 | 同村(泉村) 同し(西森)名 同(片岡分) 吉衛門ゐ |
| 池ノナロ 一、三十八代 | 下畠 | 泉村 西森名 片岡分 藤七ゐ 式部分 |
| 藤カサカリ 一、四十八代 | 下屋敷 | 同村(泉村) 同し(西森)名 同(片岡分) 三良兵衛ゐ |
| ヒノコエ 一、四十六代 | 下屋敷 | 泉村西森名 片岡分 四良兵衛ゐ 式部分 |

(11) このうち三郎衛門は三反の地積、上下二屋敷よりなる「クホヤシキ」に住んでいるが、式部丞の近縁者と考えられる。

(12) 高岡郡庄田村地検帳には次の如く二筆が記載されている。

| | | |
|----------------|---------------------------|------------------------|
| 弥二良カキ内 一、壹反 | 出拾八代四分勺 中 | 同(庄田村) 池川修理給 同(片岡分) |
| 中西 一、壹反 | 出式反拾老代勺 中屋敷 | 同(庄田村) 池川修理給 同(片岡分) |
| | 内 二反廿五代下ヤシキ 残中ヤシキ三十六代勺 | 西新丞居 |

(13) 横川末吉氏は「直接耕作者は別に存在し、賃租負担者、軍役負担者としての名主・給人が農業経営に直接関係しているところに、当時における土佐藩の生産力の段階が考えられる」と指摘されている。(長宗我部氏「天正地検帳の研究」早大経済史学会編「経済史学第7輯」所収)

(14) 土佐国鑑簡集巻六

(15) 蔡氏政事記

(16) 土佐国鑑簡集巻五に

毎度無緩奉公相勸候為褒美津野領惣分紺役奉行云付候向後可抽奉公者也
天正十八年 親忠(花押)
七月十二日
谷弥左衛門かたへ

と津野親忠の奉行任命の文書が収載されているが、奉公の褒美として奉行に任命されているのは注意すべきであろう。

(17) 土佐国地方史料(近世村落自治史料集第二輯)所収

(18) 長宗我部百箇条第11条に「國中七郡之内三人奉行相定上者彼奉行申付儀、諸事不可及異儀事、付在々所々庄屋相定置上者万事觸渡処毛頭不可存緩事」とある。

(19) 同上第23条に「他国へ上下共出入之事、奉行年寄中判形無之者浦々山々一切不可通、山々ハ其所庄屋、浦々者刀禰定置上者、若緩申付撰出入候者即時右之者可成敗、無証抛舟ニ乗候者其船頭迄も可行罪科事」とある。

蔡氏政事記「諸郷浦諸山代官庄屋刀禰帳」によると本論で取扱った片岡池川口・粟川口・別枝口・清水口・片岡津賀才口では口番=堺目番一名、庄屋一名を置いている。尚口番の職務として、第66条に「國中馬他国へ出売買一切停止、若押而出候者、其馬可召上、其上堺目番堅可相留事」と規定されている。

(20) 土佐国鑑簡集巻五所収佐古大谷村勘介文書

(21) 柳瀬文書8, 野中親孝奉書(第2章14頁)

(22) 蔡氏政事記

(23) 高岡郡賀茂村地検帳に

| | | |
|-----------------|----------------|-------------------------------------|
| 大谷土居ヤシキ 一、壹段 | 出三代 上屋敷 | 同(永竹村) 同し(片岡治部給) 同(分(片岡分)) 主居 |
| カ子テカトイ 一、三拾代 | 出式拾三代勺 上屋しき | 同(永竹村) 同(片岡)次良兵衛 同(分(片岡分)) 主居 |

高岡郡別府山五名地検帳に

| | | |
|---------------|-----------------|----------------------------------|
| トイヤシキ 一、壹反 | 出式反拾五代五分 上屋敷 | 同(野老山村) 同(野老山)名 同(片岡分) 市丞居 |
| 新トイ 一、拾三代 | 貳分 下屋敷 | 同村(森村) 同(西森)名 同(片岡分) 辺路居 |

とある。

(24) 土佐国鑑簡集巻七所収伊藤(大鑑)文書

第四章 村落共同体の成立

慶長五年関ヶ原の戦いに西軍に組して国を除かれた長宗我部氏にかわって、遠州掛川より典型的な近世大名である山内氏が入国したことによって、土佐の封建進化は決定的な段階に入る。

中世名主に系譜をもち、一領具足として長宗我部の在地家臣団の一部を構成していた山分土豪層は、浦戸一揆・滝山一揆の主力となって、新国主に抵抗するが、ほぼ慶長十年頃までには、かかる武力抗争は圧殺され、山内氏の新しい地方編成の中で夫々位置付けられて行くのである。

こうした新編成の過程の中で彼等の辿り得るコースは、他国仕官と百姓並化の二つであるが⁽¹⁾、多くは後者を選んだことは、近世山分庄屋の系譜がこれを物語っている。例えば槇山の土豪仙頭氏は、五町余の給地の中、一町を保留して、「御蔵入ニ被仰付御貢物田銀公事役百生並ニ相勤」る身分となったが⁽²⁾、百姓上層である村役人の地位を確保することによって、以後の発展を期している⁽³⁾。かくして中世の専当時末名以来、営々と築きあげて来た土豪仙頭氏の小領主制は終止符を打たれたのであった。

山内氏は、入国直後より「家数改め」を行い⁽⁴⁾、家付百姓の把握につとめ、慶長十年には百姓の田地付を行い⁽⁵⁾、同十七年の「忠義法度七十五箇条」では、小農民の保護を命じたが、政治経済上の社会不安の中から生じた「走り者」の混乱の中で、広汎な小農層を近世村方を通じて把握していたと思われる。ところで山分の実情は如何であったらうか。慶長十六年頃の吉野川上流の山分に関する検地帳よりこれを窺ってみよう⁽⁶⁾。「土佐郡本川ノ内大藪名検地帳」は次のような形式で記載されている。

| | | |
|----------|-------|------|
| 土みやしき | | 大藪村 |
| 一、参反式拾五代 | 山島楮少有 | 弥六郎居 |
| 同しノ東 | | 同 村 |
| 一、四拾代 | 山島楮少有 | 紀伊守居 |
| 同しノ東 | | 同 村 |
| 一、式反 | 山島楮有 | 弥六郎居 |
| (下略) | | |

先ず第一に注目すべきは二筆目の紀伊守なる名請人である。彼は大藪名の名主で、長宗我部の重臣久武氏とも緊密な関係にあった土豪であるが、他の名請人と同じく「居」記載にとどまり、同人の名請地は直接的には二筆しかなく、仙頭氏と同じく百姓並化が想像される。而して彼の百姓並化による扣地の縮少と相対的に、検地帳には「居」記載の零細名請人が、従来のような重層の権利関係の制約をはなれて多数出現しているのである。

第5表 慶長16年大川・本川地区屋敷・耕地名請階層

| | | |
|------------------|-------|-------|
| 5 反 以 上 | 1 人 | 大藪村名本 |
| 4 反 ~ | 1 | 北川村名本 |
| 3 反 ~ | 0 | |
| 2 反 ~ | 5 | |
| 1 反 ~ | 24 | |
| 1 反 以 下 | 40 | |
| 計 (11町6反 23代) | 71 | |
| 備 考 | 切畑は不明 | |

今本川・大川地域六箇村の名請を集計整理すると第五表の如くなる。

天正検地ならば「山島ヤシキ」の記載のまま、土豪の名請地となっていたであろう小農民の事実上の屋敷や耕地が、表に示された如く屋敷を中心に全面的に小農民に名請されていることは、山分に於ても所謂小農民取立策が、在地の変動をもたらしていることを認め得るのである。

ところで第二に注目すべきは、かかる名子・被官層で、田地付・屋敷付に漏れ、依然として旧土豪層に留保された隷層民がいることで、次のような記載が散見される。

| | | | |
|----------------|---------|----------------------|----------|
| シモヤシキ 一、参拾代 | 山島下々 | 同 村 名 本 扣 ヒ官ぬ | (大藪名檢地帳) |
| キハ 一、壹反四拾代 | 山島ちやかち中 | 井ノ川村 藤一郎ぬ 名子もる | (高野村檢地帳) |

かかる在地の姿は、土佐国のみならず全国的な現象として周知の事であり、多言を要しないが、「忠義法度七十五箇条」の中「壹領具足たるもの百姓の割に入候時、其もの扣へ来田島作職等、被官人を相付上表する事」の条で「給人申分無之ならば、たとひ数多の被官在之といふ共、つきはたざるものは、後日に異儀におよぶまじき事」と給人の承認の下に被官留保を認めた規定が、蔵入地である山分でも生きていたことを裏付けており、小農民取立の限界—これはとりもなおさず旧勢力との妥協であるが—を示している。

以上土佐郡本川地域の檢地帳を通じて在地の変化をみて来たのであるが、山分の生産条件として、就中、小農民自立化の基盤と目される山林—切畑については如何であろうか。前記檢地帳は切畑記載を欠いているので、物部川上流の韭生・槇山地域を中心にみて行こうと思う。

山内氏は入国直後慶長六年の秋、五藤又助・福富源兵衛の奉行二人を韭生・槇山(以上香美郡山間部)・豊永・本山(以上長岡郡山間部)へ派遣し、不作による山間部農民の窮乏を救済するため、樹木伐採の禁令をやわらげると共に、お留山の指定を行い⁽⁷⁾、慶長十七年には楠木を留木に指定している⁽⁸⁾、このことは山分の蔵入地化と関連させて考える場合、意味深いものがある。既に長宗我部氏は、「百箇条」に於いて、土豪達の材木伐採については規制をもうけていたが⁽⁹⁾、山内氏も土佐の特産として木材及び山林については、当初より極めて深い関心と干渉策をとっているのである⁽¹⁰⁾。

また、小農民自立策の裏付けとして、「在々諸々入相之山林等、前々之ことく、一豊公御定之上は、今以不可有相違」と、慶長十七年閏十月廿二日の「忠義御定条々」にある如く、村入会を保障しているのであるが、一方で、旧土豪層の伝統的山林占有を広汎に認めていたことは、「土佐国蠶簡集木屑」巻五所収文書に

為支配窪村名之内を以壹町並切島分令扶助之間、全可領知、猶重而可申付者也

慶長九

一豊 御墨印

霜月八日

窪 源七郎殿

とあることによって知られる。これは入国当初の安堵状に散見され、仙頭氏の如きは、近世前期を通じて切畑地百拾八石を保留しており⁽¹¹⁾、山境の争いが韭生・槇山の旧名主の間に起っていることなどによっても、旧土豪の山林占有の実態を知ることが出来る。

また、「延宝九年差上折本」によれば延宝九年までは「預り山」として、見立ての山林を願出によって「其身壹人之支配ニ仕」することも認められていたらしい。このようにみても、当期の山林—切畑規制は、中期以後のそれに比すれば、極めてルーズで小農民自立の裏付けとなる村入会の保障と、預り山に代表される旧土豪層の山林占有承認という矛盾した形を、そのままあらわしており、権力の交代も、山林—切畑地解放の面では緩慢な影響しか与えていないように思われる。

次に村切りの実体を、境界設定の在り方にしほりながらみてみよう。土佐の藩政期の村は慶長十年を画期として元和—寛永期におよそ完成したものである⁽¹²⁾、山分の村に於いて特徴的なのは、旧名・旧給地域界即ち中世的伝統を担った人的関係を中心にした境界が、村切りによる地縁的裁断に当って十分否定されていない点である。第六表にみられる如く、近世の槇山十四ヶ村は、庄

谷相弥介給地が谷相・拓両村に分割されたのを除けば、殆んど他の十二給人の給地高がそのまま十二村の村高であり、その境界は近世村付けを腰張りに記した「被山風土記」巻十所収「地検帳」に、

(朱筆, 腰張日) スミタマヤシキ 廿代久荒 同村 (蔵用村) 今ハ山崎勘解由左衛門給
 (山崎分以下) 一、貳反 内 下々山島 同 同 同 (蔵用分)
 (山崎分同之)

(中略)

(朱筆山崎分) 御堂シャシキ 五代 山島ヤシキ 同村 (山崎村)
 一、壹反廿五代 内 一反廿代 田 分 同 同 (山崎勘解由左衛門給)

(朱筆仙頭分) クモウス 高下山島ヤシキ 同村 (山崎村)
 一、三拾代 専当左衛門大夫給

(朱筆山崎分) 一、廿代下 高下山島ヤシキ 同村 (山崎村)
 山崎勘解由左衛門給

(下略)

と連続して記されている如く、給地飛地がそのまま村飛地となっており、かかる関係はかなり広汎に残存しているのである。

ところで「忠義法度七十五箇条」に「但本郷の定拾町に付、人足壹人相立ならば、入作ハ其三分一の夫米を可出なり」とある如く、一般的には村付けに際して整理され、村切りにあたって、一応

第6表 嶺山郷給地高・村高及ビ屋敷数・門字家数比較表

| 近世 村名 | 検地時給人名及 ビ給地高(石) | 本田村高 | 検地時屋敷数 (⇒藩政初頭) | | | | 門字家数 | 中 世 名 |
|----------------|----------------------------|--------------|----------------|-----------|----------|------|------------------------|------------------------------------|
| | | | 中、下 ヤシキ | 山島ヤ シキ | 計 | 備 考 | | |
| 別 府 | 別 府 弥 二 郎 8.2 | 左 同 | | 6 | 6(7) | 土居免除 | 2 } 36 (第二章参照) | 宗 重 一 名 |
| 市 宇 | 居 中 勘 解 由 5.0 | " | 1 | 10 | 11 | | | 一 字 半 名 |
| 別 役 | 奥 別 役 彦 二 郎 13.6 | " | | 9 | 9 | | | 宗 久 一 名 |
| 岡 内 | 岡 内 弥 十 郎 30.9.2 | " | 3 | 11 | 14(15) | 土居免除 | | 宗 恒 二 名 半 |
| 根 木 屋 | 根 木 屋 助 二 郎 12.5 | 12.7 | | 15 | 15(16) | " | | 守 利 一 名 |
| 小 浜 | 小 浜 二 郎 太 郎 7.8 | 左 同 | | 5 | 5 | | | 小 浜 一 名 |
| 押 谷 | 押 谷 四 郎 太 郎 17.8.2 | 17.9.2 | | 8 | 8 | | | 押 谷 一 名 |
| 仙 頭 | 専 当 左 衛 門 大 夫 55.5 | 左 同 | 1 | 33 | 34(35) | 土居免除 | | 屋 那 ノ 上 一 名 石 内 半 名 専 当 時 未 一 名 |
| 山 崎 | 山 崎 勘 解 由 左 衛 門 41.5.4 | " | 1 | 20 | 21 | | | 山 崎 二 名 半 |
| 大 枳 | 公 文 兵 庫 69.2 | 69.2.2 | 1 | 18 | 19 | | | 命 増 一 名 |
| 頓 定 | 上 池 文 丞 10.2 | 左 同 | | 9 | 9 | | 半 名 | |
| 中 谷 川 | 中 谷 川 新 介 19.5 | " | 1 | 6 | 7 | | 秋 次 一 名 | |
| 谷 相 拓 | { 庄 谷 相 弥 介 49.8 | 25.0 24.9 | 3 | 11 | 14 | | 5 { 2.5 2.5 秋 延 一 名 | |
| 嶺 山 郷 14ヶ村 | 13人 | | 11 | 161 | 172(176) | | 63 | |
| 葦 生 郷 白 川 村 | 五 百 藏 ・ 野 中 ・ 森 田 56.8余 | 56.5余 | 5 | 13 | 18 | | 5 | 白 川 名 ？ |

「天正十六年地検帳」「被山風土記」「岡内文書」等ニヨル。

入作関係に位置付けられた飛地が、山分に於いて、このように広汎に残存しているのは何故であらうか。

これは第一に村役人化せる旧名主層に対する妥協・懐柔策の結果であり、彼等の人的支配の承認であり、第二に当期に於ける権力の、山分に対する収取の方向が、まず過重なる労働力の徴収をめざしており、かかる負担にたえ得る旧名主系有力農民＝門芋家数を村別に把握し、その再生産構造を維持して行こうとする権力の意図から、必然的に要請された結果であろう。

山内氏が入国当初より「家数改め」を通じて、門芋家数＝初期本百姓を確定し、以後野中兼山の執政時代まで、これを夫役負担の法的基準としていたことは、多くの史料が伝えるところであるが⁽¹³⁾、この門芋家数と現実の屋敷数（ほぼ検地時把握の屋敷数）及び村高の関係は、山分である槇山郷及び韭生郷白川村の場合、前に掲げた第六表の通りである。これによると、村別門芋数は村高・屋敷数を直接の基準としてきめたものではなく、該村内部構造の実体にそくして、現実に門芋を負担し得る旧名主系有力農民（白川村の普通ヤシキ数と門芋家数が共に五軒であるのは象徴的である）＝小族縁共同体の中核を把握することによって設定したものであると思われる。

以上述べた如く、入国当初の段階に於ける山内氏の山分把握は、旧土豪層の百姓並化、扣地の削減、間人・名子層の解放、入会権保障、村切り等在地に大きな変動をもたらしながらも、土豪の抵抗、切畑に依存する低生産力、夫役必要性等に規定されて、被官層の留保、土豪による山林占有の承認、入組・飛地の未整理、門芋家数の設定等を承認せざるを得なかったのである。

しかし、かかる状態は新田開発の進行、切畑の熟畠化、島地を中心とした商業的農業の展開、及び藩権力による雇用賃労働の増大等を経済的基盤とし、藩権力の小農民取立、近世的村方整備の政策の中で、徐々に解体して行くのである。まず新田開発についてみよう。

土佐藩の新田開発については、既に先学のすぐれた業績があり⁽¹⁴⁾、初期にその開発度が高かったことは、慶長五年一延宝六年に至る約八十年に近い間に地高八万一千石余に達したことがこれを物語っている⁽¹⁵⁾。ところで、従来の研究に於て、有名な野中兼山創始の郷土制度が、初期新田開発に当って果たした役割の評価が余りに高すぎて、藩権力一村一新田百姓という近世的縦断関係に基づく新田創出の事実と意義が、一側面の事象として、聊か看過されているかの如き感がするのであるが、こと山分に関しては、主として旧土豪層の山林占有と隷属労働力保持を前提とし、郷土取立を契機として、急速に山林＝切畑の熟畠化が推進されていったことは多くの史料が伝えるところである⁽¹⁶⁾。

従って平野部の如く、新田創立＝隷属民の自立＝新田百姓層の形成という端的な道程はみられないが、注目すべきは、

覚

屋満いのとうの下
一、地四拾代余

槇ノ山ノ内
中 谷 川

藤しらか石三ヶ所
一、式拾五代余

同

外ニホノキ廿一ヶ所略 老町式反卅代余内 仙頭山崎大橋
谷相本名略之

右之通散田見立申候間、御百人衆並ニ私紛（梓）に被下様、被仰上可被下候、以上

承応二年巳七月十六日

槇ノ山内 小松仁左衛門（花押）
中 谷 川

村与左衛門殿

下村 少八殿

(17)

とある如く、従来郷土株の売買譲渡と寄生地主化を前提として、中期以後に於て特徴的だと考えられていた郷土領知の零細な散り懸り傾向が、初期郷土開発の過程で既に認められることである。かかる開発の仕方は、農業経営の内容に於いて、伝統的關係を有しない他村の自立度の弱い百姓に対

しての、自立補足手段としての小作経営、及び手作経営から離脱している隷属民のコロヌスの経営の展開を予想せしめるのである。とにかく間接的ではあるが、このような新田開発過程は弱少農民や隷属民の自立化の契機になったことと思われる。

ところで、小農民が自立化する条件として、貨幣の入手が大きな役割を果すことはいうまでもないことである。被官解放に際しての「身請銀」の重要性が端的にこれを物語っているが、かかる貨幣は彼等が小商品生産者として成長し、貨幣経済に接触すること、及び賃金の与えられる労働に従事することによって獲得されるのであった。

周知の如く、兼山施策の重要な側面に藩専売法があり、その前提として強力な殖産興業の奨励、即ち畠地・屋敷地・山地への換金作物植付けの奨励が行われたのであるが、その主たる対象地域は、漆・桑・楮・茶等の栽培適地であり、かつ水田の少い山分であった。勿論、貨幣収入の増徴を目的として行われたこれ等商品生産の奨励は、山分に流れこんだ貨幣の大部分を、銀納貢租、貸付金穀の元利、及び閭屋＝郷士層の中間利潤に帰せしめるもので、山分に於ける正常な商品貨幣経済の進展とは思われず、ましてこうした換金作物の生産が、直ちに小農民独立の条件となったとは言えないのであるが、少くとも中世に於ける名主層介在下のそれとは異っていた筈であり、寛文二年の「国中掟」⁽¹⁸⁾に、

一、漆の木・桑・楮・茶今迄有来分は可為前々之通、此已後生立候分は役儀令免許候之間、随分精を出し植可令商売事

とある如く、間隙をぬって商品作物生産者による余剰貨幣の蓄積が徐々にみられるようになって来たものと思われる。

次に貨幣獲得の第二の条件たる賃仕事であるが、当期に於ける最大の経営組織者が藩権力自身であったことに時代的特色があろう。入国当初より元和一寛永初期まで、「走り者」を中心に、莫大な浮動労働力が各地に存在したと思われるが、彼等は法度の中で「主なく名子」「わりにはつれ我と心まゝに有之もの」「当座主とたのみ、其かけに居家をも不持知行わりにも不入もの」などの言葉でもって表現せられた名子・被官層である⁽¹⁹⁾。「忠義法度七十五箇条」「定高札」等には、彼等が旧名主や居住地の年寄百姓⁽²⁰⁾、及び地方知行者達によって譜代下人に転落させられるのを阻止し、これを保護しようとする法令が屢々みられるのであるが、彼等の当初の存在形態は武家・年寄百姓の奉公人であつたらしく、一季居りの奉公人として彼等の地位を保障しようとしている⁽²¹⁾。ここに彼等を賃労働者として、貨幣を獲得し得る条件のもとにおかんとする藩権力の意図が窺われるのである。

ところで、元和改革（元和七―寛永二年）より兼山時代（寛永十二年―寛文三）にかけて、材木伐採・搬出＝料木役・送夫に藩権力は莫大な労働力を集中せしめるのであるが、その場合、料木役に関しては平野部より山間部へ、送夫については脇街道より主要街道へと次第に代銀納化の方針をとり、料木役は実質的には寛永三年田銀に転化している⁽²²⁾。

このことは、決して材木伐採・搬出の具体的労働が不必要となったことを意味するのではなく、今迄の初期本百姓＝門外家数を通じて行っていた労働力徴収を、彼等の醸出する貨幣貢租によってまかなわれる雇用労働へと転化せしむることを意味するのである。

寛永二年十二月二十一日の「法度之条目」⁽²³⁾に、

一元和七年之春己来奉公を引、拙人に出るもの役儀として老人前に銀子五拾匁可出事

一元和七年之春己来公を引、日粮に出るもの為役儀銀子五拾目可出事

とある如く、雇用労働の中心をなすのは、従来奉公人の存在形態をとっていた浮動労働力であり、山林が労働の場であれば、山分のかかる階層は賃労働の中にまきこまれ、定着していったことが想

像されるのである。

以上述べた如く、新田開発の進行、商業的農業の展開、及び藩権力による雇用賃労働の保障は、徐々にではあるが、入国当初設定した山分の構造を変質させ、小農民独立のための経済的基盤を育成させて行くのである。次に野中兼山治世の晩期の史料によって、十七世紀後半の、変化せる山分の村落構造を展望してみよう。

第七表は韭生郷白川村の明暦四(万治元)年の「家付差出し」⁽²⁴⁾を整理表出したものである。白川村は天正十六年の検地に於ては、上白川・下白川に分かれ、野中・五百蔵・森田等在地小領主の給地・扣地に分割され、森田氏給地の一部のみが村付けを受け、その地積は僅か八反余であるが、その後、上・下両白川を一括して近世の白川村が生まれたらしく、検地の際に於ける上・下白川の合計地積と「家付差出し」地高はほぼ一致している。又検地時十八軒の屋敷数も第七表の如く十七軒とほぼ一致しており、一見極めて停滞的な状態を思わせるのであるが、「家付差出し」は労働力調査の基本台帳であるから、夫役又はその転化貢租の基準とならない新田・切畑は耕地面積から除外されているので、家数総数はほぼ同じでも、その内容に著るしい変化のあることを考えなければならぬ。

まず第一に注目されることは、本百姓の中心が単婚家族で、畜力一〜二匹を有する農民からなっており、被官所持層が後退していることである。次に新田百姓である間人層についてみるに、畜力

第7表 韭生郷白川村階層構成 明暦4(万治1)年

| 階層 | 家数 | 家族構成 | 所持牛馬数 | 備考 |
|----------------|-------|-------------------|-----------------------------------|--|
| 村役人 | 1 | 被官所持 (6人) 1 | 2匹=1 | 地高 5町6反26代5歩 内(永荒 1反 田方 4町4反30代3歩 畠方 1町46代2歩 門亭帳 5軒 |
| 本百姓 | 8 | 単婚家族 6 被官所持 2 | 2匹=4 (内被官分 1匹) 1匹=3 ナシ=1 | |
| 間人 | 4 | 単婚家族 3 被官所持 1 | 1匹=2 ナシ=2 | |
| ソノ平ばくろく鍛紺他人う治屋 | 4(各1) | 単婚家族 4 | 1匹=4 | |
| 計 | 17 | 単婚家族 13 被官所持 4 | 2匹=5 1匹=10 (被官分 ヲ含ム) | |

を有しない者が二軒あり、本百姓との間に経済的差異を予想させるのであるが、一方他の二軒は各一匹を有し、更にそのうち一軒は被官さへ所有している点より考えれば、本百姓下層との間には、決定的な差があるとはいい難い。ここには新田を基盤にした間人層の本百姓への接近、転化が窺われるのである。第三に被官層についてみるに、間人太郎作の被官めくらの九衛門を除いて、本百姓与介の被官太郎助は

被官 男四拾五歳 太郎助
女四拾老歳

とある如く、家族を形成している者と考えられ、本百姓彦拾良の被官助作に至っては、馬一匹を所有しており⁽²⁵⁾、彼等の自立化の機運を感じしめるのである。

ところで、かかる家族構成、保持畜力の面から看取される隷属農民の自立化という在地の動きは、本田保有及び貢物割付高米の側面からも裏付けられる。例を正保三年及び慶安四年の槇山郷別役村の公物・高山年貢・万小成物・田銀・夫米等の「割付帳」⁽²⁶⁾によって、階層抽出を行ったのが次の第八表及び第九表である。

第8表 槇山郷別役村階層 正保3年

| 所持地高 (本田) | 人数 | 備考 | 割付高米 (粃) | 人数 |
|--------------|----|------------------|-------------|----|
| 3反以上 | 1 | 名本ヲ含ム 欠落百姓ヲ含ム | 2石以上 | 1 |
| 2反一 | 1 | | 1石5斗一 | 1 |
| 1反一 | 5 | | 1石一 | 5 |
| 1反以下 | 3 | | 5斗一 | 3 |
| 1町3反30代 | 10 | | 9石5斗2升2合余 | 10 |

高米=公物・高山年貢・万小成物・田銀・夫米

これによれば、別役村の場合も、本田地高および屋敷数に於ける検地時との類似にも拘らず⁽²⁷⁾、本田所持に於いては一反前後、高米ではスリで四~五斗、粃にして一石前後という零細基準への集中がみられる。

かかる現象は、間人・被官など隷属農民層の自立化を前提として考えられることであり、前記の動向と相まって在地の変貌を明らかに感得

第9表 槇山郷別役村階層 慶安4年

| 納所高米 (スリ) | 人数 | 備考 |
|--------------|----|-------|
| 5斗以上 | 4 | 名本ヲ含ム |
| 4斗一 | 3 | |
| 3斗一 | 1 | |
| 2斗一 | 1 | |
| 1斗一 | 1 | |
| 4石6斗7合余 | 10 | |

高米=公物・夫米・田銀・小成物

することが出来るのである。又この割付帳によって、貢租諸負担が村内百姓に割付けられ、門芋家数より地高掛りへと進展していった様子がみられ、従来の門芋も夫役の銀代納化と相まって、次第に消滅して行く様子が窺われるのである。而して村高の割付も「百姓相談之上ニテ右之通割合申所如件」と別役仁右衛門宛仁尾久太夫文書⁽²⁸⁾に記された如く、農民層の社会的経済的地位の向上がわずかながらも認められるのである。

以上叙述して来たような過程を経て、被官身分の隷属農民達が、漸次独立化の傾向をみせ始めるのであるが、山分に於ては、立地条件の制約から来る特殊作物の栽培や生産力の低さ、及び旧土豪的名主層による村落支配の温存などによって、隷属小農民の解放、本百姓の一般的形成は平野部に比して遅れていた。したがってかかる本百姓の一般的形成を前提とする村落共同体は、山分では身分上の階層的秩序を内包しながら形成されて行った。而してその時期も「延宝九年差上折本」の内容から察すると、兼山執政の末期である明暦頃から寛文の改替を経て延宝初年頃までのことと思われる。兼山執政の末期、万治三年三月に次の文書がみられる。

別役村名本為給太米苞石□升ヲ以今年ノ遺候付別役之惣百姓影ノものニ至迄老人苞ケ年ニ三人役宛可召遣者也

万治三年子ノ
三月十二日

伯耆 (花押)
小兵衛 (花押)
三郎左右衛門 (花押)

槇野山内

別役村名本

仁右門かたへ

(29)

即ち別役村に於て、惣百姓より影の者に至るまで一年の村夫役が定量化していることが窺われ、従来の権力者各層による恣意的夫役の過重から脱却しつつある姿が感得されるのである。

次に山分に於ける村落共同体成立に深い関係をもつ入会の問題について簡単に考察しよう。前にみた如く、役人の許可を得た後、自由に支配し得た「預り山」の制も、延宝期に至っては「先年ハ願ニまかせ置候共、至近年者往々其村中百姓之為不宜ニ付、向後ハ預山之願相叶不申候、但居屋敷廻り少々ハ許之候」と定められ、「其身老人之支配」は禁止せられたのであった⁽³⁰⁾。かかる預り山

の否定は「山奉行共見合を以林ニ仕、可然山ハ従公儀申付、其所之井普請之用事或ハ百姓之為ニモ往々可成儀ニ候」「其村中之者共いつまでも渡世之たよりニ仕候」⁽³¹⁾との文言が示す如く、入会地としてわずかにもせよ山分小農民の生活保障に役立つような方針が打ち出されて来たのであった。

かくの如く、土豪層の預り山否定の上にたつて村入会を保障せんとしたことは、前述した小農民自立策の裏付けとしての村入会を、延宝の段階に至って漸く広汎に承認し得たことを意味する。慶長期以来あらわれていた山林規制に関する矛盾は、ともかく一応解決せられたのであった⁽³²⁾。一面山林監理のための山番による御留山の規制が確立せられ、「御留山随分情を入可相改」⁽³³⁾との趣旨は、後に「元禄大定目」の「山手背法者支配」や、享保七年七月の山林監理法として結実したのであった⁽³⁴⁾。

最後に村落共同体内部に於ける名子・被官層について考えるに、既述の如く隷属農民としての彼等は、経済的には自立の道程を辿り、家族を形成し、家畜をすら有する程に生活条件を向上させていたのであったが、共同体内部に於ては、村役人・本百姓による人的支配関係が維持され、身分的隷属性を容易に脱却し得なかつた。香美郡大忍庄久重山村の村役人山中氏の被官又助等兄弟三人の「誤申一札」なる文書によれば⁽³⁵⁾、被官又助等は小作地に於いて独立した個別営農を行っていたことが明らかであるが、こうした自立性にも拘らず、主家に対して身分的隷属をしいられ、村方に於ては最下層の隷属的地位を余儀なくされ、被官として労働源たらしめられているのである。これは大忍庄久重山という村落の元禄十年の時点に於ける姿であり、全く特殊な被官のあり方であるが、一応注意されてよいことであろう。

それはともかく、前記元禄十年から二年の後、藩の政策として、被官層解放の線が打ち出されていることは次の文書に端的に示されている。

定

人売買弥堅令禁止候、召仕之下人男女共に年季十年を限といへとも、向後年季之限無之、譜代に召抱候共可為相對次第之間、可存其趣者也

元禄十二年三月 日

奉行 (36)

かかる下人・被官の身分的解放をまって村落共同体の眞の成立があり得たのであった。勿論前記山中家被官の如く、交通の要路や商品経済の圏内から隔絶した山間部の一部後進地域では、実際に被官層の解放は万全ではなかつたにしても、藩の政策として被官解放が叫ばれた限り、隷属農民層の自立化一ひいては村落共同体の一般的成立はなしとげられつゝあったと考えてもよいであろう。而してその時期は元禄一正徳期、即ち十七世紀末から十八世紀初頭の頃のことではなかつたかと推定せられるのである。

註(1) 「郷土開基論」法光院君御書之事(土佐国地方史料所収)の条下に次の文書が収載されている。
急度申遣候仍而其村百姓等岩山中へ立退候共早々可還任候当国置目之儀如前々異儀有間敷候一領具足之者たり共無相違令帰国可還任候其人奉公仕度と申候ハ、可扶持候若又百姓なまこと申候ハ、何之道にも無異儀可申付候為其如此候 謹言

慶長五年十二月十一日

山内修理印
かいた浜
藤兵衛旨
同
百姓中

(2) 岡内文書 宝永五年名本左平太覚書。尚同覚書に、
本田拾老石六斗
一、新田八石六斗二升
切畑地百拾八石四斗

仙頭村名本左平太住代扣地也

とある。

- (3) 横川末吉氏「長宗我部地検帳の名請について」社会経済史学 第20巻. 1号参照
- (4) 御城内古文書所収慶長六年八月廿一日定に「今度付記帳面家数百性、一人も於逐電は代官可為曲言事」とあるが、「付記帳面家数百性」とみえるのは、山内氏としては具体的には門亭帳によったものであろう。これを裏付ける史料として土佐国鑑簡集木屑巻五に次の史料が収載されている。

表紙=家数門亭

十分一綿久礼
 十分一茶之帳
 長沢村之

| | |
|--------|----------|
| 門亭 三十め | 常賢寺 |
| 同じ 一 | 常賢寺被官弥太郎 |
| 同じ 綿十匁 | 総太夫 |
| 同じ 綿壹匁 | 太郎刑部 |

(中略)

合家数 二百七十六間
 綿 貳百三十目
 茶 十二合外五斗七升貳合
 楮 十四貫目

慶長六年六月廿七日

- (5) 慶長十七年忠義法度七十五箇条
- (6) 吉野川上流山間部の本川ノ内北川・高野・小麦畝・大藪・桑瀬の各検地帳の検地日付は不明である。同じ山間部の寺川村検地が慶長十六年六月十六日であることが横川末吉氏により明らかにせられた。記載形式が山内入国後の新しい在地構造を示しているので、本川の検地は慶長十六年頃行われたものであろう。尚「長宗我部地検帳」土佐郡下（高知県立図書館発行）横川末吉氏解説参照
- (7) 秘録所収慶長六年十一月十五日「定」（土佐国地方史料収載）
- (8) 慶長十七年閏十月廿二日忠義御定条々（土佐国地方史料収載）
- (9) 「長宗我部百箇条」76条
- (10) 平尾道雄氏「土佐藩林業経済史」
- (11) 岡内文書宝永五年名本左平太覚書
- (12) 慶長十年幕府への差出し村数は四百六十三、寛永十一年には九百七十一に達し、中期の千余村に近付いている。
- (13) 藩志内篇所収史料、南海の偉業（皆山集所収）等参照
- (14) 松好貞夫氏「土佐藩の郷土制度と新田」（新田の研究所収）、入交好脩氏「土佐藩政史上における野中兼山の民政」（近世日本農民経済史所収）、平尾道雄氏「土佐藩農業経済史」等代表的なものである。
- (15) 平尾道雄氏「高知藩財政史」
- (16) 郷土録（土佐国地方史料所収）所載史料
- (17) 同上
- (18) 土佐国地方史料所収
- (19) 「忠義法度七十五箇条」56条及び70条
- (20) 小松文書（土佐国地方史料所収）の山内忠義定書案に「庄屋並年寄百性、能田圍をひかへ來候付、小百性令迷惑之由云々」とある。
- (21) 「忠義法度七十五箇条」38条
- (22) 秋沢 繁稿「土佐藩の田銀成立について」土佐史談 復刊 17号参照
- (23) 土佐国地方史料所収
- (24) 土佐国鑑簡集木屑巻六所収
- (25) 同上所収「家付差出し」に次の如くみえている。

同(本)百生彦拾良

| | | | | | | | |
|---|--------------|-----|-------------|----------------------|--------------------------|---------------------|---------|
| 一 | 男五拾歳 女四拾歳 | 子五人 | 内男三人 女貳人 | 老人 老人 老人 老人 | 貳拾壹歳 拾五歳 八拾壹 拾貳 | 松次 四も いか ね | 藏郎 郎 |
|---|--------------|-----|-------------|----------------------|--------------------------|---------------------|---------|

被官助作

| | | | | | |
|----------------|-----|-------------|----------|--------|--------|
| 男四拾五歳 女三拾五歳 | 子貳人 | 内男老人 女老人 | 六才 貳才 | せ ふ | ん く |
|----------------|-----|-------------|----------|--------|--------|

馬式正 壹疋ハ。助作

- ②⑥ 土佐国蠶簡集木屑卷六所収
 ②⑦ 長宗我部地帳帳によって奥別役村の奥別役彦二郎の給地を集計すると、第8表の如く1町3反30代となる。
 ②⑧ 土佐国蠶簡集卷六所収小柘勘平所蔵文書
 ②⑨ 枝山風土記卷九所収別役土居家文書
 ③⑩ 延宝九年差上折本
 ③⑪ 同上
 ③⑫ 預り山を全面的に禁止したのではないことは「元禄大定目」によって明らかである。ここでは山分士寮層の預り山占有による小農民の生活資源圧迫を救うのが目的であった。
 ③⑬ 慶安三年閏十月廿二日付杉熊山守又五郎宛小倉少介等文書(枝山風土記卷八所収)
 ③⑭ 平尾道雄氏「土佐藩林業経済史」93-95頁
 ③⑮ 山中文書に次の如く伝えられている。

誤申一札

一私共兄弟中不埒之条数相記申事

一家来之事

一□□下人之事五ヶ条

一本地三ヶ所取添作仕候事三ヶ条

一新知三代程岩ヶ所道作替取込候事

一□□道替道なしニ切ふさき申事

一每人々煩せなやます事

〆拾貳ヶ条

右之通相違無御座候ニ付、右儀此度急度御詮儀可被成候て、御書付大良兵衛殿へ被差上、急度御吟味被成上々様へ被仰上筈ニ相極申、然者私兄弟中者共偏ニ迷惑仕候故、五名中組頭衆中相頼達而御断申候へば、此度ハ御指延被成下偏ニ難有仕合ニ奉存候、向後ハ私共兄弟中之者共ニ何箇ニ付堅あいたしなミ可申事

一成神之儀ハ向後別而いわい込不申事

右之条々末々迄堅不実無御座候様ニ相守可申候、若作此上不埒之科出来仕候ハ、如何様共曲言可被仰付候、仍而為後日誤一札如件

元禄十年丑六月十四日

本人 又助

同し 権右衛門

同し 久助

庄太夫殿

(以下略)

尚これについては横川末吉氏「山中文書の一研究」土佐史談復刊12号に詳細な研究がある。

- ③⑯ 吾川郡池川山崎家所蔵文書

む す び

以上南北朝期から近世初期に至るまでの期間に亘って、土佐の山分に於ける封建進化の過程をあとずけて来たのであるが、辺境山分という地域的制約から来る後進性、停滞性を完全に脱却することは容易ではなかった。それにしても、長宗我部権力の整備に伴う小領主制の崩壊、名主層＝村役人層を中核とした近世村方の再編というコースは、最終的には山内氏の努力によって、名子・被官等隷属農民の一応の解放が行われ、これによって村落共同体の成立をつげるのである。

次に来るものはこの封建進化を前提として、山内権力の下に於ける政治・社会・経済上の近世封建制の確立でなければならない。それは、とりもなおさず土佐藩制の確立を意味するのであるが、山分をも含めて、土佐国内全般の近世的封建藩体制の完成は、かの「元禄大定目」に集約せられる時期とみてよいであろう。「長宗我部百箇条」から「元禄大定目」に至る間に介在して、封建体制への過渡期＝封建進化のより進んだ段階一を示すものとして、屢々引例して来た如く慶長十七年の「忠義定法度条々」及び「御定条々」がある。この慶長法度の布告された時期から、元禄期に至る期間の藩政初期の問題に関しては、郷土制度、地方知行、商品経済、貢租等を始めとして、考察す

べき事柄は極めて多い。かかる諸問題の一つ一つが、具体的に新しい観点から究明せられることによって、始めて藩封建体制完成の全貌が把握せられるに至るであろう。本研究に於ては「土佐の山分に於ける封建進化」についての究明を目的としたものであるので、土佐藩封建体制の完成に関する諸問題についてはここではふれず、他日を期し、以上をもって閣筆したいと思う。

(昭和34年9月4日受理)